

昭和五十八年十一月八日受領
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆質一〇〇第八号

昭和五十八年十一月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員藤田スミ君提出危険物規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員藤田スミ君提出危険物規制に関する質問に対する答弁書

一について

御質問の化学工場爆発事故の原因は、スチレンモノマーとアクリロニトリルとを重合する過程において暴走反応が生じたことによるものと推定されているが、これらの物質は、それぞれ単独では、「指定過酸化物」と同様の爆発危険性を有するものではなく、この事故は、暴走反応が生じないよう適正な取扱いを行うことによつて避け得たものと考えている。今後とも、危険物施設における危険物の適正な取扱いについて、その徹底を図つてまいりたい。

二及び三について

消防法に基づく予防規程には、平常時における危険物の貯蔵又は取扱いのみならず異常が発生した場合の対応の方法を含め、緊急時における措置事項も定めるべきものとされており、こ

これらの観点から、作業標準を始めとする予防規程に含まれるべき事故防止対策の見直し等を図るよう、昭和五十七年十一月三十日付け各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達により指示しているところである。

四について

御指摘の点については、国にあつては消防大学の危険物保安科の課程において、また、地方公共団体にあつては消防学校の専科教育の課程において、それぞれ、危険物の防災に係る専門消防職員の養成が行われているところである。

なお、今後とも、多様化する危険物の災害に対処するため、専門消防職員の資質の向上に努めてまいりたい。

右答弁する。